

令和6年度ふくしまファンクラブを活用した  
情報発信及び関係人口創出・拡大事業業務委託  
公募型プロポーザル募集要領

令和6年2月21日

福島県ふくしまぐらし推進課

**1 委託の目的**

福島県ふくしまぐらし推進課（以下「ふくしまぐらし推進課」という。）が、平成19年度（2007年度）から運営している「ふくしまファンクラブ」を活用し、福島県に愛着や関心を持つ人々に対して本県の魅力や暮らし等の情報を発信するとともに、会員参画型のイベントの実施等による関係人口の創出・拡大及び本県への移住・定住の促進を目的とする。

本事業を効果的に実施するための方策について広く提案を募集し、総合的な選考により委託契約候補者を決定するため、公募型プロポーザルを実施する。

**2 業務内容**

**（1）委託事業名**

令和6年度ふくしまファンクラブを活用した情報発信及び関係人口創出・拡大事業業務委託

**（2）仕様**

別紙「令和6年度ふくしまファンクラブを活用した情報発信及び関係人口創出・拡大事業業務委託 仕様書（案）」（以下「仕様書（案）」とする。）のとおり

**（3）委託業務期間**

委託契約締結の日から令和7年3月31日（月）までの期間

**（4）予算額**

金 7,325,000 円以内（消費税及び地方消費税の額を含む）

**3 プロポーザルに係る事項**

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

また、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合

は、代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者要件についても同様に取り扱う。

①本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。

②地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。

③会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

④委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

⑤募集要領を公示した日から契約締結日までの間に、県における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者を、提出者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

⑦県税を滞納している者でないこと。

⑧消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

#### 4 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和6年3月8日(金) 17時00分まで(厳守)

(2) 提出方法

質問書(第1号様式)により、「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」に記載のアドレス宛に、電子メールで提出してください。

電子メールの件名は「【質問】令和6年度ふくしまファンクラブ業務」とし、電話により送付した旨をお知らせください。

なお、電話による質問の受付は行いません。

(3) 回答

質問に対する回答は、随時、ふくしまぐらし推進課のホームページで公表します。なお、質問者名は公表しません。

#### 5 参加申込書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、上記プロポーザル参加申込書(第2号様式)を以下により提出してください。

なお、この提出がない者の企画提案は受け付けません。

また、提出を行った場合は、その旨、「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」に記載の連絡先まで、必ず電話にて連絡してください。

(1) 提出期限 令和6年3月11日(月) 17時00分まで(必着)

(2) 提出方法 電子メール、FAX、郵送又は持参

(3) 提出場所 ふくしまぐらし推進課

※電子メールによる提出の場合、「11 問い合わせ先及び各種書類の提出先」に記載のアドレス宛に送付

#### 6 企画提案書等の提出

プロポーザルに参加する意思のある者は、プロポーザル参加申込書(第2号様式)の提出を行った上で、企画提案書等を以下により提出してください。

(1) 提出期限 令和6年3月18日(月) 17時00分まで(厳守)

- (2) 提出方法 郵送又は持参
- (3) 提出場所 ふくしまぐらし推進課
- (4) 提出書類 (企画提案書等)

- ① 企画提案書及び工程表 (A 4 版、任意様式)
- ② 見積書 (A 4 版、任意様式)
- ③ 会社概要 (第 3 号様式)
- ④ 業務実施体制書 (第 4 号様式)
- ⑤ 担当者経歴書 (第 5 号様式)

- (5) 提出部数  
正本 1 部、副本 6 部

## 7 企画提案書の内容

企画提案書は、仕様書 (案) に基づき、次の事項に注意して作成すること。

- (1) 仕様書 (案) の委託業務内容に記載している各業務が、円滑に着実に遂行できる具体的な提案を行うこと。
- (2) 仕様書 (案) に記載されている各業務の実施方法について具体的に提案すること。

## 8 企画提案書等の提出に際しての留意事項

- (1) 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となる場合がある。

- ① 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合
- ② 提出書類に不備があった場合
- ③ プロポーザル審査委員会の委員又は関係者に企画提案書に対する援助を直接的又は間接的に求めた者が提出した企画提案書
- ④ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期間内に、提案者 (役員) が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合
- ⑤ 本募集要領に違反すると認められる場合
- ⑥ その他、福島県があらかじめ指示した事項に違反した場合

(2) 複数提案の禁止

プロポーザル参加者は、複数の提案書の提出を行うことはできない。

(3) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する際には、辞退届(任意様式)を提出すること。

(4) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、全て参加者の負担とする。

(5) その他

- ① 提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて提案者に対し、追加資料の提出を求める場合がある。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。

## 9 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 審査方法

審査会で提出された企画提案書等の書面審査を行い、契約候補者を選定します。(プレゼンテーションは実施しません。)

(2) 審査基準及び配点 (予定)

審査項目	配点	評価基準
1 事業目的の理解度	5点	・ 事業目的と提案内容に整合性がとれているか。
2 情報発信 (SNS 及びメールマガジン等)	15点	・ ふくしまファンクラブの認知度向上と福島の魅力発信のため、具体的な提案となっているか。 ・ SNS ごとの特性に応じた情報発信となっているか。 ・ 動画の内容がリール機能に合った内容となっているか。 ・ メールマガジンの特性を活かした情報発信となっているか。 等
3 情報発信 (インスタグラム投稿キ	15点	・ 会員が福島の魅力を再発見し、関係性をさらに深めることができる内容となっているか。

キャンペーン)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投稿数及びフォロワー数を増加させる仕掛けが設けられているか。</li> <li>・ 目標投稿数を満たす広報が予定されているか。</li> <li>・ 参加者が投稿した素材を有効に活用するための具体的な提案がされているか。</li> <li>・ 実施可能なスケジュールとなっているか。 等</li> </ul>
4 会員参画型交流イベント	25点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員が主体的に本県に関わることへ繋がる仕組みとなっているか。</li> <li>・ ターゲット層に対し効果的に訴求できるテーマ設定がされているか。</li> <li>・ 会員が参加したいと思える企画内容か。</li> <li>・ 円滑に実施できる体制となっているか。</li> <li>・ 具体的で実施可能な内容となっているか。 等</li> </ul>
5 協賛店情報管理・拡充	5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 協賛店の情報管理に適切な体制となっているか。</li> <li>・ 協賛店拡充に向けた取組が具体的となっているか。 等</li> </ul>
6 会員情報管理・拡大	10点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会員の情報管理に適切な体制となっているか。</li> <li>・ 会員拡大に向けた取組が具体的となっているか。 等</li> </ul>
7 会員2万人達成キャンペーン	15点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ファンクラブのさらなる認知度向上が期待できる内容か。</li> <li>・ 協賛店が参画する具体的な提案がされているか。</li> <li>・ 効果的な広報が予定されているか。 等</li> </ul>
8 業務推進体制	10点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 円滑に推進できる実施体制となっているか。</li> <li>・ 類似の事業実績があるか。</li> <li>・ 独創的な工夫がなされているか。 等</li> </ul>

(3) 通知等

- ① 審査の結果は、すべての本プロポーザル参加者に速やかに通知します。
- ② 企画提案書の審査の結果については、以下の項目を速やかに福島県公式ホームページへの掲載により公表するものとします。

ア 業務名

イ 業務の概要

ウ 履行期間

エ 公示期間

オ プロポーザル審査委員会審査日

カ 契約候補者

(4) 契約の締結等

① 仕様書の協議等

契約候補者が提出した企画提案書の内容について、契約候補者とふくしまぐらし推進課で協議の上、仕様書に反映し、契約の条件として契約の前に契約の相手方に示すものとする。

なお、企画提案書に基づく履行ができなかった場合において、再度の履行が困難又は合理的でないときは、契約権者は契約の相手方に対し契約金額の減額、損害賠償の請求、契約の解除、違約金の請求の対象とすることができる。

② 契約金額の決定

契約金額は仕様確定後、これに基づき改めて見積書を徴取し決定する。

なお、見積金額は上限価格を超えないものとする。

③ その他

契約候補者とふくしまぐらし推進課との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評価が次点であった参加者と協議する。

なお、本事業は福島県議会における令和6年度予算の承認を前提としていることから、予算が承認されない場合には、事業内容・予算を見直すことがある。

## 10 スケジュール

項目	日程
質問受付締切	令和6年3月8（金）17時00分まで
プロポーザル参加申込書の提出期日	令和6年3月11日（月）17時00分まで
企画提案書等の提出期限	令和6年3月18日（月）17時00分まで
選定結果の通知	令和6年3月25日（月）以降
契約候補者との仕様協議	令和6年3月下旬以降
契約締結	令和6年4月上旬以降

## 11 問い合わせ先及び各種書類の提出先

〒960-8670 福島市杉妻町 2-16（本庁舎 5 階）

福島県企画調整部ふくしまぐらし推進課

電話：024-521-8023 FAX：024-521-7912

E-mail: ui-turn@pref.fukushima.lg.jp